

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年10月22日

奈良県監査委員 内野正博
同 芝池多津子
同 浦西敦史
同 永田恒

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	委員実地監査実施日
内野正博	令和6年3月21日～令和6年8月27日
芝池多津子	令和6年3月21日～令和6年8月27日
田中惟允	令和6年3月21日～令和6年7月3日
若林かずみ	令和6年3月21日～令和6年7月3日
浦西敦史	令和6年7月4日～令和6年8月27日
永田恒	令和6年7月4日～令和6年8月27日

監 査 結 果 報 告 書

令和6監査年度 第1回
(令和6年3月～8月定期監査)

令和6年9月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1 定期監査

1 監査の実施方針-----	1
2 監査等の種類、対象-----	1
3 監査対象機関-----	1
4 監査における重点事項-----	3
5 委員実地監査実施日-----	3
6 監査等の実施内容-----	3
7 監査の結果-----	4
(1) 部局別指摘事項等件数一覧-----	4
(2) 指摘事項等の内容別-----	6
(3) 所属別-----	10
(ア) 本庁	
知事公室-----	10
総務部-----	12
文化・教育・暮らし創造部-----	15
こども・女性局-----	17
福祉医療部-----	18
医療・介護保険局-----	19
医療政策局-----	20
水循環・森林・景観環境部-----	21
産業・観光・雇用振興部-----	22
観光局-----	23
食と農の振興部-----	24
県土マネジメント部-----	26
地域デザイン推進局-----	27
会計局-----	29
水道局-----	29
議会事務局-----	29
教育委員会-----	30
行政委員会-----	31
警察本部-----	31
(イ) 出先機関	
総務部-----	33
こども・女性局-----	33
福祉医療部-----	33
産業・観光・雇用振興部-----	35
食と農の振興部-----	36
県土マネジメント部-----	37
地域デザイン推進局-----	38
教育委員会-----	38
警察本部-----	40
(ウ) 監査重点事項の結果-----	41

(エ) 監査結果の要因と対策-----	41
---------------------	----

第2 財政援助団体等監査

1 監査の実施方針-----	42
2 監査実施状況-----	42
3 監査の結果-----	42
4 監査実施団体の概要及び監査の結果-----	42
奈良県土地開発公社-----	42
公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター-----	44
公益財団法人奈良県人権センター-----	45
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団-----	46

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、正確性及び合规性の観点から、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査等の種類、対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象機関

本庁及び出先機関の150所属（本庁118所属、出先機関32所属）について実地監査を実施した。なお、本監査結果は令和5年度の組織（令和6年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	13	0	地域デザイン推進局	9	1
総 務 部	11	1	会 計 局	1	0
文化・教育・くらし創造部	15	0	水 道 局	1	0
こども・女性局	3	2	議 会 事 務 局	1	0
福 祉 医 療 部	5	4	教 育 委 員 会	9	16
医 療 ・ 介 護 保 険 局	3	0	行 政 委 員 会	1	0
医 療 政 策 局	7	0	警 察 本 部	1	1
水循環・森林・景環境部	8	0	合 計	118	32
産 業 ・ 観 光 ・ 雇 用 振 興 部	7	3			
観 光 局	3	0			
食 と 農 の 振 興 部	8	3			
県 土 マ ネ ジ メ ン ト 部	12	1			

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

4 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和6監査年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「委託契約における再委託の取扱いについて」

再委託とは、受託者が委託された業務の全部または一部を第三者に委託することである。

しかし、再委託の制限がなければ、一括再委託がなされることを許し、また、再委託先で事故や不祥事が生じた場合に責任の所在が不明確となることや情報漏洩が発生することなどが懸念される。再委託先が業務の大半を行うことで、委託業務の進捗状況などを把握することが困難になることも考えられる。一方で、あらゆる業務において再委託を禁止することは、受託者の業務遂行に不都合を生じさせる可能性もある。よって、業務の全部を委託することは禁止し、業務の一部については委託者の承認を得た場合に限り再委託を認めるといった規定を設けることが必要である。

しかしながら、令和3年度の包括外部監査において、契約書に再委託禁止条項がない等、不適切な事例が散見された。

このような状況を踏まえ、委託契約における再委託の取扱いについて、合规性や内部統制の有効性等の視点から調査し、今後、委託契約における再委託の取扱いが適正に行われることを目的として、監査を実施した。

5 委員実地監査実施日

令和6年3月21日～同年8月27日

6 監査等の実施内容

財務監査（定期監査）

令和5年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車等
- (12) 切手等

7 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項							注意事項							意見			合計	
	予算 執行	収 入	支 出	契 約	補 助 金 等	財 産	物 品	執 行 体 制	予 算 執 行	収 入	支 出	契 約	補 助 金 等	物 品	切 手 等	収 入	補 助 金 等		工 事
知事公室			3		1						2			1					7
総務部		1	3	1				1			1	2				1			10
文化・教育・くらし創造部			3			1					1								5
子ども・女性局			1	1				1			1		1						5
福祉医療部		1	2					2	1	1	1	1	3						12
医療・介護保険局												1							1
医療政策局			4																4
水循環・森林・景観環境部	1			2															3
産業・観光・雇用振興部			3	2			1										1		7
観光局							1					2					1		4
食と農の振興部			5			1	1		1	1	1								10
県土マネジメント部		3	1								1		1						6
地域デザイン推進局	1		1	1								2			2				7
会計局																			0
水道局																			0
議会事務局																			0
教育委員会	1		5	1							2	2						1	12
行政委員会																			0
警察本部				1	1														2
小計	3	5	31	9	2	1	1	3	4	2	10	11	3	4	2	1	2	1	95
合計	52 (56)							39 (45)							4 (2)			95 (103)	

※ () 内の数字は、昨年度第1回報告（令和5年3月～同年8月定期監査分）の件数

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 法令、条例、規則、通達及び通知に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるがその原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、次のいずれかに該当する場合

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

4 口頭指導事項

軽微な誤り等で、かつ、速やかに是正又は改善されることが確実なもの

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線で見ても、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項又は口頭指導事項とすることがある。

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(52件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
予算執行	予算執行	支払遅延による過年度支出の発生について	1	廃棄物対策課
		報酬等の誤払い及び過年度支出の発生について	1	県土利用政策課
		資金前渡に係る不適切な事務処理及び過年度支出の発生について	1	奈良養護学校
収入	収入の調定	土地建物貸付料の調定事務の遅延について	2	管財課、道路建設課
		児童措置費負担金の徴収過大について	1	障害福祉課
		水道料金の徴収漏れについて	1	流域下水道センター
		自動販売機電気代の納入通知書の誤送付について	1	流域下水道センター
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	21	秘書課、統計分析課、安全・安心まちづくり推進課、税務課、デジタル管理室、文化・教育・暮らし創造部企画管理室、文化財保存事務所、地域福祉課、障害福祉課、健康推進課、薬務課、企業立地推進課、雇用政策課、食と農の振興部企画管理室、中央卸売市場再整備推進室、河川整備課、まちづくり連携推進課、教職員課、女性センター、榛生昇陽高等学校、明日香養護学校
	支出命令	労働保険料の支払の遅延について	1	文化財保存事務所
		公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	2	健康推進課、薬務課
		源泉所得税の納付遅延について	1	競輪場
		支払遅延に対する遅延利息の発生について	1	家畜保健衛生所

		社会保険料の支出に係る不適切な事務処理について	1	大和中央高等学校
	資金前渡	現金出納簿の未記入について	1	人事課
		資金前渡に係る現金出納簿の未作成について	1	家畜保健衛生所
	その他	労働保険事務の遅延について	1	畜産技術センター
		住居手当の誤認定について	1	明日香養護学校
契約	入札手続き	入札公告に係る不適切な事務処理について	1	女性活躍推進課
	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	3	水資源政策課、景観・自然環境課、高取国際高等学校
		支出負担行為及び契約書の作成の遅延等について	1	競輪場
		業務委託契約に係る不適切な事務処理及び支出負担行為の遅延について	1	管財課
		施設賃貸借契約の不適正な契約書の作成及び調定事務の遅延について	1	競輪場
	その他	契約の解除に係る不適正な事務処理について	1	住まいまちづくり課
特定調達契約に係る不適切な事務処理について		1	警察本部	
補助金等	補助金等の交付事務	補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について	1	警察本部
	その他	補助金等の額の確定等に係る不適切な事務処理について	1	奥大和地域活力推進課
財産	県有財産の管理	公有財産台帳の登録漏れについて	1	文化財保存課
物品	物品の取得、処分	郵便切手の管理に係る不適切な事務処理について	1	農業経済課

(イ) 注意事項(39件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	3	雇用政策課、観光プロモーション課、家畜保健衛生所
予算執行	予算執行	予算の不適切な執行管理について	2	高田こども家庭相談センター、藤の木学園
		支出科目の誤りにについて	2	法務文書課、吉野福祉事務所
収入	収入の調定	施設の電気使用料の徴収過大について	1	中央卸売市場
	収入事務	調定事務に係る不適切な事務処理について	1	長寿・福祉人材確保対策課
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	2	消防救急課、道路マネジメント課
	支出命令	補助金の過払いについて	1	消防救急課
		報酬の過払いについて	1	西和養護学校
		報酬及び旅費の二重払いについて	1	西和養護学校
		資金前渡に係る不適切な事務処理について	2	藤の木学園、家畜保健衛生所
	資金前渡	現金出納簿の月例検査の未実施について	1	奈良っ子はぐくみ課
	その他	給与の支出に係る不適切な事務処理について	1	文化保存事務所
		現年度歳出に係る戻入処理の誤りにについて	1	管財課
契約	契約書	公用車の購入に係る入札手続きについて	1	ファシリティマネジメント室
		支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	5	デジタル戦略課、医療保険課、公園緑地課、奈良公園室、学校支援課
		建設工事請書を徴取していない契約について	1	家畜保健衛生所

	契約変更	委託契約に係る不適切な事務処理について	1	観光プロモーション課
	その他	委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について	2	高校の特色づくり推進課、中和福祉事務所
		委託契約における再委託等に係る不適切な事務処理について	1	観光プロモーション課
補助金等	補助金等の交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	2	奈良っ子はぐくみ課、リニア推進・地域交通対策課
		補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について	1	福祉医療部企画管理室
物品	物品の取得、処分	自動車の管理及び使用状況の報告漏れについて	2	福祉医療部企画管理室、中和保健所
		公用車の定期点検整備の不実施について	2	奥大和地域活力推進課、藤の木学園
切手等	郵便切手の保有、管理	郵便切手の過大な保有について	2	公園緑地課、建築安全推進課

(ウ)意見事項(4件)

項目		内容	件数	対象所属
収入	未収金	県税に係る未収金の回収について	1	税務課
補助金等	補助金等の交付事務	負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について	1	産業振興総合センター
		実行委員会負担金に係る精算について	1	観光プロモーション課
工事	その他	工事請負契約に係る品質確保の方策について	1	学校支援課

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	秘書課	令和6年 7月16日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 77,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	広報広聴課	令和6年 7月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	政策推進課	令和6年 7月16日	同上
	万博推進室	令和6年 7月16日	同上
	統計分析課	令和6年 7月16日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の広告契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(契約額合計 150,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	国際課	令和6年 7月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	市町村振興課 (選挙管理委員会事務局を含む)	令和6年 7月16日	同上
	美しい南部東部振興課	令和6年 7月24日	同上

	うだ・アニマルパーク 振興室	令和6年 7月24日	同上
	奥大和地域活力推進課	令和6年 7月24日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度及び令和5年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p> <p>補助金等の額の確定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和5年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件(交付決定額 5,000,000円)認められた。 また、上記の1件では、交付団体名を誤ったまま交付決定等の補助金交付事務を行っていた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	防災統括室	令和6年 6月6日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	消防救急課	令和6年 6月6日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の負担金について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 5,800,000円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p>

			<p>補助金の過払いについて 令和5年度の補助金について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額70,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
	安全・安心まちづくり推進課	令和6年 6月6日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額合計36,300円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
総務部	企画管理室	令和6年 8月26日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	法務文書課	令和6年 8月26日	<p>支出科目の誤りについて 令和5年度の認証機器の購入代について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額22,000円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p>
	行政・人材マネジメント課	令和6年 8月26日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	人事課	令和6年 8月26日	<p>現金出納簿の未記入について 資金前渡職員は、現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和4年度及び令和5年度の現金出納簿について、8か月分の記入が漏れていた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>
	総務厚生センター	令和6年 8月26日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	財政課	令和6年 8月26日	同上

<p>税務課</p>	<p>令和6年 8月26日</p>	<p>県税に係る未収金の回収について 県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでいる。特に、市町村が賦課徴収を行う個人県民税については、市町村への支援・協働徴収の取り組みを強化するなど、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より自動車税種別割）の徴収の強化に努めている。このことにより、令和5年度の県税徴収率は、令和4年度に比べ0.1ポイント上昇し98.6%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。 しかしながら、未だ令和5年度末見込みで約16億9,886万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で下位にある。 今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 （意見事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額47,080円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
<p>管財課</p>	<p>令和6年 8月26日</p>	<p>土地建物貸付料の調定事務の遅延について 令和5年度土地建物貸付料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限（令和5年4月25日）を経過した後に調定及び納入の通知を行っていた事例が1件（調定額460,180円）認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p> <p>現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて 令和5年度の役務費（自動車損害賠償責任保険料）について、既に支払った保険料の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた事例が1件（調定額12,850円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 （注意事項）</p>

			<p>業務委託契約に係る不適切な事務処理及び支出負担行為の遅延について</p> <p>産業廃棄物の運搬処理業務委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和5年度の当該業務委託について、契約書を作成せず業務委託を行っていた事例が1件(契約額 159,500円)認められた。</p> <p>また、委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、上記の1件では、支出負担行為を業務完了後に行っていた。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令並びに奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	<p>ファシリティ マネジメント 室(豊かな食と 農の振興課に 対する実地監 査で注意事項 となる)</p>	<p>令和6年 8月26日</p>	<p>公用車の購入に係る入札手続きについて</p> <p>令和5年度の公用車の購入に係るファシリティマネジメント室執行の入札手続き(豊かな食と農の振興課分)において、本来は入札の公告の中でリサイクル料金が非課税の項目が含まれること及びその計算方法を明記すべきであったのにそれを明記せず、入札書に記載した金額に100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とする旨を記載していた。このため、落札価格の決定に当たり、非課税の項目に消費税率を掛けて2,443円を加算していた。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう奈良県契約規則等に基づき公用車の購入に係る入札手続きの見直しを検討するなど、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
	<p>デジタル戦略 課</p>	<p>令和6年 8月26日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件(契約額 35,220,900円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正</p>

			な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)
	デジタル管理室	令和6年 8月26日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計63,910円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
文化・教育・ くらし創造部	企画管理室	令和6年 8月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計38,813円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
	大和平野中央 構想・スタート アップ推進課	令和6年 8月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	施設整備推進 室	令和6年 8月20日	同上
	文化振興課	令和6年 8月20日	同上
	文化財保存課	令和6年 8月20日	公有財産台帳の登録漏れについて 令和5年度に締結した土地購入に係る売買契約により引渡しを受けた土地について、公有財産台帳に登録していない事例が1件認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
	文化財保存事 務所	令和6年 8月20日	給与の支出に係る不適切な事務処理について 厚生年金保険、地方職員共済組合及び雇用保険の加入資格を満たさない会計年度任用職員3名について、厚生年金保険法、地方公務員等共済組合法及び雇用保険法等に基づき徴収される厚生年金保険料、共済組合保険料及び一般保険料を、令和6年3月分の報酬等より誤って控除していた事例が3件(控除額合計49,810円)認められた。上記のうち地

		<p>方公務員等共済組合法等に基づく共済組合保険料（3名分合計 17,203 円）については、地方職員共済組合奈良県支部に支出していた。</p> <p>今後は、同法等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>労働保険料の支払の遅延について</p> <p>労働保険料については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により保険関係が成立した後に速やかに労働基準監督署へ届出し、また概算保険料の申告に基づき保険料を支払うこととされているのに、令和5年度において、会計年度任用職員に係る労働保険料について労働保険概算保険料申告書の提出及び労働保険概算保険料の支払が6か月以上遅延していた事例が1件（保険料額 112,100 円）認められた。</p> <p>今後は、同法に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 437,482 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
文化資源活用課	令和6年 8月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
世界遺産室	令和6年 8月20日	同上
教育振興課	令和6年 5月23日	同上
大学設置準備室	令和6年 5月23日	同上
青少年・社会活動推進課	令和6年 8月20日	同上
人権施策課	令和6年 8月20日	同上

	スポーツ振興課	令和6年 8月20日	同上
	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室	令和6年 8月20日	同上
	消費・生活安全課	令和6年 8月20日	同上
こども・女性局	女性活躍推進課	令和6年 5月23日	<p>入札公告に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県契約規則第28条(一般競争入札の公告)では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条の規定による公告は奈良県公報に登載して行わなければならないとされているのに、令和5年度の業務委託の入札公告について、奈良県公報に登載していなかった事例が1件(契約額116,600,000円)認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な入札事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	奈良っ子はぐくみ課	令和6年 5月23日	<p>現金出納簿の月例検査の未実施について</p> <p>資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこととされているのに、令和5年度において、この月例検査を全く行っていないかった。</p> <p>今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が2件(交付決定額合計236,834円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。(注意事項)</p>
	こども家庭課	令和6年 5月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では

			認められなかった。
福祉医療部	企画管理室	令和6年 5月27日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。</p> <p>令和4年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額 1,850,000 円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>自動車の管理及び使用状況の報告漏れについて</p> <p>公用車の管理については、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき自動車の管理及び使用状況を毎年3月31日現在においてとりまとめ、自動車管理及び使用状況報告書により4月30日までにファシリティマネジメント室長に報告することとされているが、令和2年度から令和4年度において、公用車4台について報告を行っていなかった。</p> <p>今後は、同規則に基づき、公用車の適正な管理に努められたい。（注意事項）</p>
	地域福祉課	令和6年 5月27日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 243,485 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	監査指導室	令和6年 5月27日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	長寿・福祉人材確保対策課	令和6年 5月27日	<p>調定事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>歳入の調定については、法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬとされているが、令和5年度において、委託契約に係る研修業務の一部を県の職員に依頼したことにより発生した講師謝金の費用について、契</p>

			<p>約変更により契約額から減額すべきであったのに、法令又は契約に基づかず雑入として調定していた事例が1件（調定額 90,100 円）認められた。</p> <p>今後は、地方自治法施行令等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	障害福祉課	令和6年 5月27日	<p>児童措置費負担金の徴収過大について</p> <p>児童福祉法に基づき徴収する児童措置費負担金について、令和元年6月分から令和5年1月分までの負担金の算定を誤ったため、徴収額が過大となっていたものが5件（徴収過大額合計 312,300 円）認められた。令和5年1月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同法等に基づき適正な会計処理の徹底に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 49,500 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
医療・介護保険局	医療保険課	令和6年 5月27日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 107,789 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>

	介護保険課	令和6年 5月27日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	地域包括ケア 推進室	令和6年 5月27日	同上
医療政策局	地域医療連携 課	令和6年 8月27日	同上
	医師・看護師確 保対策室	令和6年 8月27日	同上
	病院マネジメ ント課	令和6年 8月27日	同上
	健康推進課	令和6年 8月27日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 70,600 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 165,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	疾病対策課	令和6年 8月27日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
新型コロナワ クチン接種推 進室	令和6年 8月27日	同上	
薬務課	令和6年 8月27日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 12,850 円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対</p>	

			<p>し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品等購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 28,362円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
水循環・森林・景観環境部	企画管理室	令和6年 7月18日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	水資源政策課	令和6年 7月18日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度及び令和5年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計1,564,200円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額1,210,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	森と人の共生推進課	令和6年 7月18日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	森林資源生産課	令和6年 7月18日	同上

	奈良の木ブランド課	令和6年 7月18日	同上
	環境政策課	令和6年 7月18日	同上
	廃棄物対策課	令和6年 7月18日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の職員旅費（13件 16,670円）について、該当職員が令和3年度内に請求せず、令和5年3月に令和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	景観・自然環境課	令和6年 7月18日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 1,562,550円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
産業・観光・雇用振興部	企画管理室	令和6年 5月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	地域産業課	令和6年 5月23日	同上
	産業政策課	令和6年 5月23日	同上
	産業振興総合センター	令和6年 3月21日	<p>負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがある。</p>

			<p>あるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和5年度奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同協議会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を協議会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。(意見事項)</p>
	企業立地推進課	令和6年 5月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件(契約額合計533,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	雇用政策課	令和6年 5月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額49,478円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に組み込まれたい。(注意事項)</p>
	外国人・人材活用推進室	令和6年 5月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
観光局	ならの観光力向上課	令和6年 6月6日	同上

	<p>観光プロモーション課</p>	<p>令和6年 6月6日</p>	<p>実行委員会負担金に係る精算について 令和4年度の「知れば知るほど奈良はおもしろい」実行委員会事業負担金において、「知れば知るほど奈良はおもしろい」実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、収支決算の収支差額を翌年度に繰り越し、県はその収支決算に基づき額の確定を行っていた。実行委員会は県、市町村、民間団体の負担金により事業を実施しているが、収支決算において収支差額が生じた場合の返還割合等が定められていないため、県は同負担金の対象事業、負担割合等を明確にし、収支差額が生じた場合の返還額等が明確となるよう交付要綱又は負担金交付事務等の見直しを検討されたい。（意見事項）</p> <p>委託契約における再委託等に係る不適切な事務処理について 委託契約における再委託等に係る事務処理については、再委託等の申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、再委託等されていることを所属が把握しないまま再委託等されていた事例が2件（契約額合計 112,695,000円）認められた。 今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p> <p>委託契約に係る不適切な事務処理について 令和5年度の委託契約において、委託履行期間途中で仕様内容の変更が生じたのに、変更契約の手続きを行っていなかった事例が1件（契約額 40,000,000円）認められた。 今後は、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p>
	<p>M I C E 推進室</p>	<p>令和6年 6月6日</p>	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
<p>食と農の振興部</p>	<p>企画管理室</p>	<p>令和6年 7月29日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担</p>

			<p>行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 88,550 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
豊かな食と農の振興課	令和6年 7月29日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
中央卸売市場再整備推進室	令和6年 7月29日		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 29,700 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
農業水産振興課	令和6年 7月29日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
農業経済課	令和6年 7月29日		<p>郵便切手の管理に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度において、郵便切手の亡失（金額 720 円）が認められた。</p> <p>また、上記の亡失について、奈良県会計規則に基づき速やかに知事及び会計管理者に報告すべきであったのに、令和6年1月の郵便切手等交付簿に使用分として実態と異なる内容を記載していた。なお、その後同年3月に亡失に係る所要の手続きを行っていた。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、同規則に基づいた郵便切手等の適正な管理を徹底し、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。（指摘事項）</p>
畜産課	令和6年 7月29日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
担い手・農地マネジメント課	令和6年 7月29日		同上
農村振興課	令和6年 7月29日		同上

県土マネジメント部	企画管理室	令和6年 8月7日	同上
	建設業・契約管理課	令和6年 8月7日	同上
	用地対策課	令和6年 8月7日	同上
	技術管理課	令和6年 8月7日	同上
	道路建設課	令和6年 8月7日	<p>土地建物貸付料の調定事務の遅延について</p> <p>令和5年度の土地建物貸付料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限（令和5年4月25日）を経過した後（1か月経過）に調定及び納入の通知を行っていた事例が1件（調定額 4,100,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	道路マネジメント課	令和6年 8月7日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額等合計 143,492,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>
	まちづくりプロジェクト推進課	令和6年 8月7日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	リニア推進・地域交通対策課	令和6年 8月7日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和5年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 3,250,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の</p>

			<p>統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	広域防災拠点課	令和6年 8月7日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	河川整備課	令和6年 8月6日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 26,545 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	砂防・災害対策課	令和6年 8月6日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	下水道課	令和6年 8月6日	同上
地域デザイン推進局	まちづくり連携推進課	令和6年 7月25日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 145,860 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	県土利用政策課	令和6年 7月25日	<p>報酬等の誤払い及び過年度支出の発生について</p> <p>令和4年度及び5年度の報酬及び旅費について、債権者を誤って支出した事例が4件（支出額合計 27,590 円）認められた。</p> <p>また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、上記のうち令和4年</p>

		<p>度の報酬2件（支出額合計 17,660 円）では、正当債権者への支払いを令和6年5月に令和5年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底するとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
公園緑地課	令和6年 7月25日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和5年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額（保有残高 86,838 円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件（契約額 22,473,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p>
奈良公園室	令和6年 6月6日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件（契約額 2,000,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相</p>

			<p>手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>
	平城宮跡事業推進室	令和6年7月25日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	住まいまちづくり課	令和6年7月25日	<p>契約の解除に係る不適正な事務処理について</p> <p>令和4年9月に売却した普通財産の土地について、当該土地の一部を電柱等の設置を目的として賃貸借契約を締結していた事業者と民法及び契約書の規定に基づく契約の解除を行わず、貸付料を収納していた事例が2件（貸付料合計 7,658 円）認められた。</p> <p>今後は、民法及び契約書等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	建築安全推進課	令和6年7月25日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和5年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額（保有残高 74,647 円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	県有施設営繕課	令和6年7月25日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	営繕プロジェクト推進室	令和6年7月25日	同上
会計局	会計局	令和6年8月5日	同上
水道局	水道局	令和6年8月22日	同上
議会事務局	議会事務局	令和6年8月22日	同上

教育委員会	企画管理室	令和6年 8月1日	同上
	福利課	令和6年 8月1日	同上
	学校支援課	令和6年 8月1日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 14,300,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p>工事請負契約に係る品質確保の方策について</p> <p>令和5年度の工事請負契約において、予定価格に比して請負代金の額が大幅に低い工事が複数件認められた。ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいため、最低制限価格制度等を活用するなど、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがないよう方策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（意見事項）</p>
	教職員課	令和6年 8月1日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 276,562円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>

	高校の特色づくり推進課	令和6年 8月1日	<p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託契約における再委託に係る事務処理については、再委託の申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、所属は再委託の必要性及びその事実を把握していたのに、承認申請手続きをさせないまま再委託されていた事例が1件（契約額 1,393,590円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	学ぶ力はぐくみ課	令和6年 8月1日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	特別支援教育推進室	令和6年 8月1日	同上
	人権・地域教育課	令和6年 8月1日	同上
	健康・安全教育課	令和6年 8月1日	同上
行政委員会	監査委員事務局	令和6年 7月23日	同上
警察本部	警察本部	令和6年 8月6日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。</p> <p>令和5年度において、実績報告書に添付された収支精算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額 466,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>特定調達契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度の委託契約について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約であるにもかかわらず</p>

			<p>らず、同令による随意契約手続を行っていなかった事例が1件（契約額 50,180,988 円）認められた。</p> <p>今後は、同令及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
--	--	--	---

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
総務部	キャリア・ワーク・サクセスセンター	令和6年 3月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
こども女性局	女性センター	令和6年 3月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 49,500 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	高田こども家庭相談センター	令和6年 4月10日	<p>予算の不適切な執行管理について</p> <p>令和5年度の電信電話代について、予算の令達依頼を適時に行わなかったため令達が遅延したことにより、正当ではない歳出科目（需用費）から一旦支出し、令達を受けた後に正当な歳出科目（役務費）に更正していた事例が1件（金額 16,681 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適切に行うとともに、適正な歳出科目で支出されたい。（注意事項）</p>
福祉医療部	中和保健所（うだ・アニマルパーク振興室に対する実地監査で注意事項となる）	令和6年 7月24日 （うだ・アニマルパーク振興室の実地監査の実施日）	<p>自動車の管理及び使用状況の報告漏れについて</p> <p>公用車の管理については、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき自動車の管理及び使用状況を毎年3月31日現在においてとりまとめ、自動車管理及び使用状況報告書により4月30日までにファシリティマネジメント室長に報告することとされているが、令和4年度において保有していた公用車20台の内6台について報告を行っていなかった。</p> <p>今後は、同規則に基づき、公用車の適正な管理に努められたい。（注意事項）</p>
	中和福祉事務所	令和6年 4月17日	<p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託契約における再委託に係る事務処理については、再委託の申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、委託契約書に一部再委託の承認に関する事項を記載せず、再委託されていることを所属が把握しないまま再委託されていた事例が2件（契約額合計 23,100 円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェッ</p>

			ク体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)
吉野福祉事務所	令和6年 4月11日	支出科目の誤りについて 令和5年度の庁舎管理分担金について、経費の性質が分担金であることから予算科目を負担金、補助及び交付金で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(支出額 27,442円)認められた。令和5年8月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)	
心身障害者福祉センター	令和6年 5月9日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
藤の木学園	令和6年 3月22日	資金前渡に係る不適切な事務処理について 令和4年度の公共料金について、資金前渡の手続きが遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、別の公共料金の支払のために同口座に入金していた資金前渡から支払っていた事例が3件(合計金額 44,313円)認められた。その態様の内訳は、①役務費(9月分の電話代)に係る支払を誤って需用費(9月分の水道料金)から支払っていた事例が1件、②役務費(8月分から9月分及び2月分から3月分の火災通報用電話代)に係る支払を誤って役務費(8月分及び2月分のFAX通信費)から支払っていた事例が2件となっていた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	
		予算の不適切な執行管理について 令和4年度の公用車の車検受検に係る自動車重量税について、予算の令達依頼を適時に行わなかったため令達が遅延したことにより、正当ではない歳出科目(役務費)から一旦支出し、令達を受けた後に正しい歳出科目(公課費)に更正していた事例が1件(金額 34,200円)認められた。 今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適時に行うとともに、今後は適正な歳出科目で支出されたい。 (注意事項)	
		公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に3か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度から令和5年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、	

			同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)
産業・観光・雇用振興部	競輪場	令和6年 8月22日	<p>施設賃貸借契約の不適正な契約書の作成及び調定事務の遅延について</p> <p>令和5年度の施設賃貸借契約について、奈良県公有財産規則で定められた納期限とは異なる期日を納期限として契約書を作成していた事例が2件(契約額合計 264,313円)認められた。</p> <p>また、上記契約に係る令和5年度の施設賃貸料及び上記契約以外の令和5年度の施設賃貸料について、同規則で定められた納期限の日より後に納入の通知を行っていた事例が20件(調定額合計 259,089円)認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成事務及び調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延等について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の修繕工事契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 27,934,247円)認められた。</p> <p>その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 26,284,247円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額 1,650,000円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和4年度の委託料について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への納付を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(納付すべき額 188,828円)認められた。これに</p>

			<p>伴い、延滞税(3,200円)及び不納付加算税(9,000円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	奈良しごとiセンター(高田しごとiセンター含む)	令和6年4月10日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	産業会館	令和6年3月21日	同上
食と農の振興部	中央卸売市場	令和6年5月30日	<p>施設の電気使用料の徴収過大について</p> <p>奈良県中央卸売市場条例に基づき徴収する施設の電気使用料について、令和5年5月分の使用料の算定を誤ったため、徴収額が過大となっていたものが1件(徴収過大額81,176円)認められた。令和5年7月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき適正な会計処理の徹底に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	畜産技術センター	令和6年8月5日	<p>労働保険事務の遅延について</p> <p>労働保険事務については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により保険関係が成立した後に速やかに労働基準監督署へ届出し、また概算保険料の申告に基づき保険料を支払うこととされているのに、令和5年度において、会計年度任用職員に係る労働保険事務について保険関係成立届の届出、労働保険概算保険料申告書の提出及び労働保険概算保険料の支払が6か月以上遅延していた事例が1件(保険料額10,278円)認められた。令和5年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同法に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
	家畜保健衛生所	令和6年3月22日	<p>資金前渡に係る現金出納簿の未作成について</p> <p>資金前渡職員は現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和3年度、令和4年度及び令和5年度において、現金出納簿を作成していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和4年度の役務費(携帯電話等及び固定電話通信料)について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が2件(延滞利息</p>

			<p>額合計 232 円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について 令和 5 年度の補償、補填及び賠償金並びに役務費 (延滞利息及び令和 5 年 5 月分の固定電話通信料) について、資金前渡の手続きが遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、令和 5 年 5 月分の役務費 (携帯電話等通信料) の支払のために同口座に入金していた資金前渡から支払っていた事例が 1 件 (金額 8,218 円) 認められた。また、上記の延滞利息 (金額 18 円) について、経費の性質が遅延利息であることから予算科目を補償、補填及び賠償金で支出すべきであったのに、役務費 (令和 5 年 6 月分の携帯電話等通信料に含めて) で支出していた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適時、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について 建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額 100 万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和 4 年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が 1 件 (契約額 41,800 円) 認められた。 今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。 (注意事項)</p>
<p>県土マネジメント部</p>	<p>流域下水道センター</p>	<p>令和 6 年 8 月 22 日</p>	<p>水道料金の徴収漏れについて 令和 3 年度及び令和 4 年度の工事現場事務所にかかる水道料金について、工事現場事務所の設置者に請求していなかったため、過年度分を遡って徴収していた事例が 1 件 (102,572 円) 認められた。 今後は、地方公営企業法等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>自動販売機電気代の納入通知書の誤送付について 令和 4 年度の自動販売機電気代について、納入通知書を納入義務者でない者に送付し、収納していた事例が 1 件 (調定額 7,522 円) 認められた。 今後は、奈良県流域下水道事業 会計規則に基づ</p>

			き、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
地域デザイン推進局	県営住宅管理事務所	令和6年5月30日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
教育委員会	社会教育センター	令和6年8月1日	同上
	生駒高等学校	令和6年5月9日	同上
	大和中央高等学校	令和6年4月22日	社会保険料の支出に係る不適切な事務処理について 健康保険法及び厚生年金保険法等に基づき徴収される健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について、日本年金機構へ被保険者報酬月額算定基礎届等を誤った内容で届け出たため、標準報酬月額が過大に決定され、事業主負担分の過払い22件(過払い額合計 174,890 円)及び被保険者負担分の過徴収22件(過徴収額合計 169,190 円)が認められた。 今後は、同法等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	高取国際高等学校	令和6年4月17日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の物品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,190,846 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならないが、上記のうち1件(契約額 1,133,000 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

桜井高等学校	令和6年 4月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
榛生昇陽高等学校	令和6年 4月22日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 122,100円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
高田高等学校	令和6年 7月23日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
御所実業高等学校	令和6年 4月10日	同上
五條高等学校	令和6年 4月11日	同上
盲学校	令和6年 5月30日	同上
ろう学校	令和6年 5月30日	同上
奈良養護学校	令和6年 3月22日	資金前渡に係る不適切な事務処理及び過年度支出の発生について 令和5年3月利用分の通信料金(5,194円)について、令和4年度予算により資金前渡された資金が口座に入金された後、別のFAX料金の口座振替が先行したため口座振替不能となり、令和4年度の出納整理期間中に支払いが行われなかったが、その資金の精算が1か月以上遅延していた。また、地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、上記1件では、令和5年7月に令和5年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時適正な前渡資金の管理を行うとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実行性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

	高等養護学校	令和6年 3月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	明日香養護学校	令和6年 4月17日	<p>住居手当の誤認定について 住居手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 624,000円)認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 37,400円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	西和養護学校	令和6年 5月9日	<p>報酬の過払いについて 令和5年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が1件(過払い額 12,505円)認められた。令和5年6月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>報酬及び旅費の二重払いについて 令和5年度の報酬及び旅費について、二重に支出した事例が1件(支出額合計 56,056円)認められた。令和5年6月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>
	大淀養護学校	令和6年 4月11日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
警察本部	高田警察署	令和6年 4月10日	同上

(ウ) 監査重点事項の結果

委託契約における再委託の取扱いについては、注意事項として報告すべき事項が3件認められた。

(エ) 監査結果の要因と対策

監査の結果、指摘事項等の要因としては、担当者の知識の不足や認識の誤りだけでなく、「他の業務を優先したことによる遅延」や「所属としての進捗管理の不足」によるものが見受けられた。

今後、執行機関は、職員の会計例規に対する知識の向上、法令遵守意識の徹底に加えて、組織的な事務処理の進捗管理と、内部統制に関する取組を充実させる必要がある。

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況 (単位: 団体)

出資団体	財政的援助団体	指摘管理者	合計
4	0	0	4

※出資団体で他にも該当する場合は、出資団体の欄に記載している。

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
1	0	0	1

(2) 指摘事項等の内容別

指摘事項 (1件)

項目	内容	件数	対象団体
支出	支出事務に係る不適切な事務処理について	1	奈良県土地開発公社

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	令和6年8月22日
-----	-----------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 10,000,000 円は、全額県の出資

イ 当該法人の債務について県が債務保証を行っており、令和5年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、12,048,495,254円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,668,327,722	流動負債	13,616,260,854
固定資産	2,284,175,315	固定負債	1,213,650
		負債合計	13,617,474,504
		資本金	10,000,000
		前期繰越準備金	3,279,646,412
		当期純利益	45,382,121
		資本合計	3,335,028,533
合 計	16,952,503,037	合 計	16,952,503,037

損益計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	4,000,545,768	事業収益	4,061,247,392
販売費及び一般管理費	18,408,414	事業外収益	8,881,412
事業外費用	5,792,500		
特別損失	1		
当期純利益	45,382,121		
合 計	4,070,128,804	合 計	4,070,128,804

(4) 監査の結果

支出事務に係る不適切な事務処理について（指摘事項）

令和4年度国道168号無電柱化推進事業の用地買収に係る前払代金について、高田土木事務所から道路建設課を經由して提出されるべき請求書がその過程で紛失されたため、道路建設課が原本証明を行った請求書の写しを添付して支出していた事例（支出額11,535,120円）が認められた。

また、その後、上記の請求書の写しをカラーコピーを用いて作成した別の文書（高田土木事務所が作成）に差し替えていた。

今後は、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど奈良県土地開発公社会計規程等に基づいた支出事務の適正な執行に努めるとともに、組織としてコンプライアンス意識の向上を図るなど実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。

団体名	公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター	実施年月日	令和6年8月5日
-----	------------------------	-------	----------

(1) 団体設立の目的

奈良県における農業の振興を図るため、農地保有の合理化、農業基盤の充実、農業の担い手の育成・確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 20,000,000 円のうち 9,000,000 円 (45.0%) を出捐

イ 令和5年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県農地中間管理機構事業費等補助金	58,760,422 円
なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業補助金	1,410,000 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,231,349	流動負債	3,679,367
固定資産	58,472,869	固定負債	0
		負債合計	3,679,367
		指定正味財産	20,000,000
		一般正味財産	63,024,851
		正味財産合計	83,024,851
合 計	86,704,218	合 計	86,704,218

正味財産増減計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	90,461,068	経常収益	88,649,021
経常外費用	0	経常外収益	0
経常費用合計(a)	90,461,068	経常収益合計(b)	88,649,021
当期一般正味財産増減額 (b) - (a) = (c)	△1,812,047		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人奈良県人権センター	実施年月日	令和6年8月5日
-----	-----------------	-------	----------

(1) 団体設立の目的

行政・教育・運動にたずさわる各機関及び団体の有機的連携を図るための施設を提供するとともに、同和問題をはじめとする人権問題について、より一層県民の理解及び協力を得るための普及・啓発活動の促進を図り、もって同和問題の早期完全解決を図ることを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 3,000,000 円のうち 2,000,000 円（約 66.7%）を出捐

イ 令和5年度の補助金等は、次のとおりである。

公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金 8,413,400 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び資本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,608,984	流動負債	970,641
固定資産	131,018,319	固定負債	100,000
		負債合計	1,070,641
		指定正味財産	0
		一般正味財産	135,556,662
		正味財産合計	135,556,662
合 計	136,627,303	合 計	136,627,303

正味財産増減計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
経常費用	20,826,322	経常収益	16,596,884
経常費用合計(a)	20,826,322	経常収益合計(b)	16,596,884
当期純利益(b)-(a)=(c)	△4,229,438		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	実施年月日	令和6年7月23日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

障害者等の各種相談に応じると共に、障害の早期発見、検査・治療・機能回復訓練等を一貫して行い、障害者等の社会自立を促進する目的で奈良県が設置した奈良県障害者総合支援センター及び県営福祉パークの運営について、奈良県から委託（指定管理）を受け、適切かつ能率的に行うことにより、奈良県における社会福祉の増進に寄付することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産 10,000,000 円は、全額県の出資

(3) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク、福祉住宅体験館

イ 指定管理業務の主な内容

- ・奈良県障害者総合支援センターの管理運営
- ・県営福祉パーク、福祉住宅体験館の管理運営

ウ 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

エ 指定管理委託料 147,945,424 円（令和4年度）

(4) 財務の状況

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	307,357,949	流動負債	27,225,779
固定資産	165,259,936	固定負債	5,268,694
		負債合計	32,494,473
		基本金	10,000,000
		その他の積立金	147,391,206
		次期繰越活動増減差額	282,732,206
		純資産合計	440,123,412
合 計	472,617,885	合 計	472,617,885

損益計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	425,796,209	事業活動収入	380,227,675
		事業活動外収入	1,314,943
当期支出合計(a)	425,796,209	当期収入合計(b)	381,542,618
当期収支差額 (b) - (a)	△44,253,591	前期繰越収支差額	324,069,645
その他積立金取崩額	2,916,152		0
次期繰越収支差額	282,732,206	収入合計	705,612,263

(5) 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。